公式通知
2026 年国際大会 | 中国・香港

以下の国際会則及び付則改正案が
2026 年国際大会において提出され、代議員による票決の対象となります。

第 1 項：クラブ代議員算出方式を改正し、地区または複合地区により投票権を付与された元地区ガバナーが、その肩書に基づいて投票を行うためには、グッドスタンディングのクラブの会員であることを要件とする決議案。

（付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要）

下記の改正案を承認すべきか？

国際付則第 9 条第 3 項「クラブ代議員方式」を次の通り「のグッドスタンディングの」との文言を挿入して改正する。

協会及び地区(単一、準、複合)においてグッドスタンディングである各正クラブは、大会が開かれる月の前月 1 日付国際本部の記録に基づき少なくとも 1 年と 1 日クラブに在籍している会員 10 人ごと及びその過半の端数について、代議員 1 人及び補欠 1 人を地区大会(単一、準、複合)に出席させることができる。ただし各クラブは、少なくとも 1 人の代議員及び 1 人の補欠を出席させる権利を持つ。さらに各地区(単一、準、複合)は、それぞれの地区会則及び付則に規定を明記することにより、上記クラブ代議員割当て数とは別に、地区内のグッドスタンディングのクラブに所属する各元地区ガバナーに代議員としての資格を与えることができる。資格を証明され出席している代議員は、その大会で選ばれる各役員につき 1 票を、またその大会に提出された各議題につき 1 票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項で言う過半の端数とは、5 人以上のことである。新しく結成されたクラブ及び大会開会前に新会員を加えたクラブのためには、国際本部で記録された日に少なくとも 1 年と 1 日クラブに在籍していた会員数に基づいて、代議員の数が定められる。クラブは、それぞれの大会の議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の 15 日前までに滞納金を支払って、グッドスタンディングになることができる。

第 2 項： 2028～2029 年度から 5 年間かけて、段階的に半期国際会費を増額する決議案。少額の会費増額を段階的に行うことで、協会は既存のプログラムやサービスを維持しながら今後の新たな取り組みに投資し、間断なく会員へのサービス提供を継続することができる。

（付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要）

下記の改正案を承認すべきか？

2028 年 7 月 1 日を施行日として、国際付則第 12 条第 2 項（a）を改正し、「25 ドル（US$25.00）」との語句を削除し、「26 ドル（US$26.00）」との語句に差し替える。

さらに、2029 年 7 月 1 日を施行日として、国際付則第 12 条第 2 項（a）を改正し、「26 ドル（US$26.00）」との語句を削除し、「27 ドル（US$27.00）」との語句に差し替える。

さらに、2030 年 7 月 1 日を施行日として、国際付則第 12 条第 2 項（a）を改正し、「27 ドル（US$27.00）」との語句を削除し、「28 ドル（US$28.00）」との語句に差し替える。

さらに、2031 年 7 月 1 日を施行日として、国際付則第 12 条第 2 項（a）を改正し、「28 ドル（US$28.00）」との語句を削除し、「29 ドル（US$29.00）」との語句に差し替える。

さらに、2032 年 7 月 1 日を施行日として、国際付則第 12 条第 2 項（a）を改正し、「29 ドル（US$29.00）」との語句を削除し、「30 ドル（US$30.00）」との語句に差し替える。

第 3 項：国際理事の総数を 1 人増員し、理事会アポインティの数を 1 人削減する決議案。この決議案ではさらに理事数を再配分し、アメリカ合衆国、その領域、バミューダ、及びバハマ諸島からの理事数を偶数年に 1 人・奇数年に 1 人削減し、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、及びカリブ海諸島からの理事数を偶数年に 1 人追加し、インド、南アジア、及び中東からの理事数を奇数年に 2 人追加することとなる。

（会則に対するこの改正案の可決には 3 分の 2 の賛成票が必要）

下記の改正案を承認すべきか？

国際会則第 5 条「役員及び国際理事会」第 3 項「国際理事会の会則地域別構成及び選挙」は、2027 年 7 月 1 日を施行日として次の通り改正する。

国際理事会は、会長、前会長、第一、第二、及び第三副会長、並びに、下記の通りに選出される理事で構成される。

各偶数年に 18 人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから ~~5 人~~ **4 人** 、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから ~~1 人~~ **2 人**、ヨーロッパのクラブから 3 人、東洋東南アジアのクラブから 3 人、インド、南アジア及び中東のクラブから 4 人、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、インドネシア及び南太平洋諸島のクラブから 1 人、アフリカのクラブから 1 人を選出するものとする。

各奇数年に ~~17 人~~ **18 人**の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから ~~6 人~~ **5 人** 、カナダのクラブから 1 人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから 1 人、ヨーロッパのクラブから 3 人、東洋東南アジアのクラブから 4 人、インド、南アジア及び中東のクラブから ~~2 人~~ **4 人** を選出するものとする。

さらに、国際付則第 4 条 5 項「任命の制限」は、2028 年 7 月 1 日を施行日として次の通り改正する。

どの委員会の委員に関しても、本付則又は会則で認められている任命権を行使するにあたり、会長は元国際役員を委員に任命することができるが、いかなる場合にも、委員に任命される元国際役員の合計数は 1 会計年度において ~~6 人~~ **5 人** を超えてはならない。但しこの任命制限は、前国際会長にも本付則又は会則の下に行われる任命にも適用されない。元国際役員の委員としての任期は 1 年間のみであるが、後任の会長は、上記の合計数制限を超えない限り、いかなる元国際役員も、委員に再任命することができる。任命される委員のうち少なくとも 1 人は、国際会長の所属クラブが存在する会則地域以外のクラブの会員でなければならない。